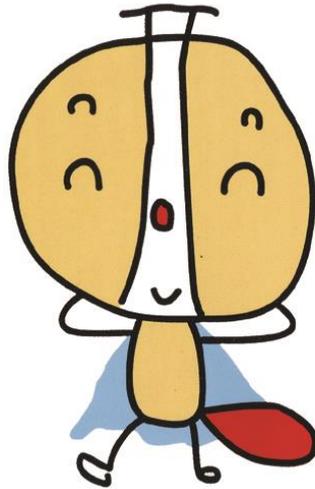


西成区地域福祉計画

用語集



スーパーポコジャガピー

にしなりくん

表示番号	用語	説明・解説
注 1	「我が事」・「丸ごと」	「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
注 2	地域共生社会	
注 3	大阪市地域福祉計画 大阪市地域福祉推進指針	大阪市では 2004(平成 16)年 3 月に第 1 期の「大阪市地域福祉計画」(~2008(平成 20)年度まで)を、2009(平成 21)年 3 月に第 2 期計画(~2011(平成 23)年度まで)を策定し、地域福祉の課題に対応するための理念と、市全体の方向性を定め、取り組みをすすめてきました。 2012(平成 24)年 12 月には、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」を策定し、この指針に沿い各区は実情にあった「区地域福祉計画(地域福祉ビジョンなど)」を策定し、それぞれ区の特徴ある地域福祉の取り組みをすすめています。
注 4	市政改革プラン	人口減少社会の到来や情報化・グローバル化にあつて、ムダを徹底的に排除し、効果的・効率的な行財政運営をめざすというこれまでの改革を継承しつつ、ICT の徹底活用や、改革の担い手である職員の能力を最大限引き出す取り組みを強化することで、質の向上をはかる改革をすすめていくもの。
注 5	ニア・イズ・ベター	住民に近いところでおこなわれる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。《補完性・近接性の原理》
注 6	西成区将来ビジョン	区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめたものです。 計画期間は 2018(平成 30)年度から 2022 年度までの 5 年間となっています。
注 7	地域福祉活動の支援にかかる連携	地域福祉の推進をはかるため、行政と社会福祉協議会が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、福祉局と市社協、すべての区役所と区社協の間で「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しています。西成区では、2014(平成 26)年 3 月に締結しています。
注 8	大阪市社会福祉協議会	大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進をめざし、区・地域社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、調査・広報・啓発活動の推進などを積極的に展開しています。
注 9	西成区社会福祉協議会	住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、在宅福祉サービスの推進のための事業や地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題と捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決をはかっていくために、住民の福祉活動の組織化・支援をおこないます。
注 10	連合振興町会	大阪市の都市化がすすむ中で、地域における新たなコミュニティづくりを担う組織として、1975(昭和 50)年 6 月に大阪市赤十字奉仕団と一体の組織として「大阪市地域振興会」が結成されました。地域振興会は①コミュニティづくり、②日本赤十字社事業への協力、③大阪市政・区政への協力の 3 つを活動目標としています。区内には 16 の連合振興町会があります。

表示番号	用語	説明・解説
注 11	地区 社会福祉協議会	おおむね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざし、住民が話し合い、力を合わせて、専門機関と協力しながらすすめる、住民による住民のための自主的な福祉活動組織です。
注 12	公私協働	アクションプランでは、行政、地域住民、地縁組織、ボランティア、NPO、企業、事業者などが、お互いを認め合い、尊重し合い、信頼と理解に基づき、それぞれの役割を担いながら対等な関係で地域福祉をすすめています。
注 13	西成区 地域支援調整チーム	地域支援システムの第2層に位置付けられる区内の保健福祉に関する関係機関により構成された区レベルのネットワークです。区の保健福祉の実態把握や課題集約、市への意見をおこなっています。調整チームは、関係機関の代表者により構成される「代表者会議」と、実務者で構成される「実務者会議」、高齢者、障がい者、子育て支援の福祉分野別に設置されている「専門部会」、個別事例を通じて課題検討をおこなう「地域ケア会議」から構成されています。
注 14	3層5段階	地域におけるニーズの発見から地域の生活課題の解決に向けた社会資源の提供、開発にいたるまでを3層5段階の重層的なネットワークで地域福祉の取り組みを一層充実させるもの。第1層は地域レベル、第2層は区レベル、第3層は市レベルの3層としています。 また、第1段階は地区ネットワーク委員会などの地域での活動、第2段階は保健福祉センターや地域包括支援センターなどの相談支援機関の活動、第3段階は地域支援調整チームの地域ケア会議や各専門部会、実務者会議の活動、第4段階は地域支援調整チーム代表者会議の活動、第5段階は市レベルの検討機関の活動としています。
注 15	地域支援システム	援護を必要としている住民を支援する大阪市独自の仕組みで、地域住民をはじめ、地域組織、保健・医療・福祉関係者などのネットワークにより、すべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討(地域ケア会議)、よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、市への意見をおこなっています。
注 16	高齢者 地域支援システム	援護を必要としている高齢者のニーズの発見から、社会資源の提供・開発に至るまでのシステムとして、高齢者のための「地域支援システム」を構築し、運営をしてきました。 2005(平成17)年度からは、高齢者の枠組みにとらわれず、障がい者支援や子育て支援も視野に入れた地域支援システムへ再構築しました。
注 17	西成区 高齢者サービス調整 チーム	高齢者を対象とする地域支援システムの第2層に位置付けられる区内の保健福祉に関する関係機関により構成された区レベルのネットワークです。2005(平成17)年度に、高齢者の枠組みにとらわれず、障がい者や子育て支援も視野に入れながら、総合的な地域支援システムの構築を推進するため、西成区地域支援調整チームが発足したため、西成区高齢者サービス調整チームは発展的解消をしました。
注 18	パーミル(‰)	割合を示す単位で、全体を1,000とした割合を表すもの。また、パーミルは鉄道の勾配を示す際にも用いられる。 一般に認知されているパーセント(%)は、全体を100とした割合を示すもので、1パーセントと10パーミルは同じ割合を示します。
注 19	日雇労働者	雇用保険において日雇労働者とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者(雇用保険法第42条)をいいます。 この定義に該当するか否かの判断は、単に雇用契約の形式によりおこなうのではなく、当該事業所における雇用慣行、当該事業において同様の条件で雇用される者の雇用実態、その者の労働条件なども勘案しておこなっています。

表示番号	用語	説明・解説
注 20	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳	身体障がい者手帳は、身体に障がいのある方が医療の給付、補装具費の給付など、各種福祉サービスを受けるために交付するものです。療育手帳は、知的障がいのある方に対して一貫した指導・相談をおこなうとともに、各種の援護を受けやすくするために交付するものです。精神障がい者保健福祉手帳は、精神障がいのある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために交付するものです。
注 21	発達障がい	発達障がいは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と発達障害者支援法第2条に定義されています。このうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることであり、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。
注 22	罹患率 (人口 10 万人当たりの新登録者数)	一年間に発病した患者数を人口 10 万対率(人口 10 万人当たりの新登録者数)で表したものです。実際には発病した者を全てカウントすることは不可能なので、登録された患者の数を人口で割るため結核の統計では新登録率とも呼ばれ、当該年内に登録された患者数を 10 月 1 日現在の総人口で除したものとなっています。結核のまん延状況の最も基本的な指標であるが、発生した患者数と登録された患者数の差があることが問題とされています。
注 23	DOTS (服薬を直接確認する結核短期療法)	DOTS(Directly Observed Treatment, Short-course の略) DOTS(直視監視下短期化学療法)とは、結核患者を見つけて治すために利用されている、プライマリー保健(短期の疾病に限らず個人の長期的な保健状態を診る)サービスの包括的計画の名称で、WHO が打ち出した結核対策戦略です。 主な要素としては①政府が結核を重要課題と認識し適切にリーダーシップをとる、②菌検査による診断、経過観察の推進、③結核患者が薬を飲み忘れないよう医療従事者の前で内服すること、④薬の安定供給、⑤菌検査結果の記録に基づく動向調査をおこなう、とされています。
注 24	認知症高齢者	脳は、人間の活動をほとんどコントロールしている司令塔です。それがうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズに運ばなくなります。認知症は、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態のことを指します。 また、認知症は、病名ではなく、まだ病名が決まっていない“症候群”であり、医学的には診断が決められず、原因もはっきりしていない状態のことを表しています。日本では一般的に、65～74 歳を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者とされており、65 歳以上の認知症患者を、認知症高齢者と呼んでいます。
注 25	福祉コミュニティ	福祉コミュニティとは、地域の中で、社会的に支援を必要としている住民の状況に関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々を中心において福祉サービスを提供する地域共同体です。 福祉コミュニティでは、要援護者とその家族援護者が居宅で通常の生活をつづけることができるように、また、当該地域の住民が要援護状態に陥るのを防止することができるように、家族や友人、地域住民、ボランティア(インフォーマル)及び専門機関(フォーマル)なサービス提供者と住民が連携して、最適かつ総合的な援助・サービスの提供をおこないます。

表示番号	用語	説明・解説
注 26	社会的援護(を要する人々への支援)	<p>少子高齢化、情報化、核家族化などを背景とした価値観の多様化がすすむ中、社会の仕組みから取り残されていく人たちが抱える問題(社会的ストレス問題、アルコールなどの依存症、外国人の排除や摩擦、ひきこもり、孤立死、ごみ屋敷など)が重複・複合化しており、これらの福祉課題には、福祉施策が不可欠だけでなく、一人の人間として自分の存在価値が尊重され、自らの役割と居場所が認められる社会環境を作り出していく必要があります。</p> <p>そのために、社会的に弱い立場にある人の人権を尊重し、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める「ソーシャル・インクルージョン」に向けた取り組みを地域住民のみなさんとともにすすめていく必要があります。</p>
注 27	知的障がい者	知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある者
注 28	孤立死	地域との日常的な関わりがなく、社会から孤立した状態でだれからも看取られることなく亡くなり、死後発見されること。なお、孤独死とは、だれにも気づかれずに一人きりで死ぬこと。
注 29	生活支援コーディネーター	生活支援コーディネーターは、生活支援体制整備事業において、ニーズや地域資源の把握やネットワークの構築、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘・養成及び介護予防・生活支援サービスの創出支援をおこない、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実をはかることを目的に活動します。
注 30	防災協力事業所登録制度	<p>事業所や NPO などの団体も地域の一員として、平常時から地域活動を通じて、地域との交流を深めるとともに、災害が発生した際には、出来る範囲で防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の復旧のため貢献(協力)いただく制度です。</p> <p>「協力項目」には一時的な人的協力、物的な協力、避難所の提供、負傷者の搬送、資機材の提供などがあります。</p>
注 31	西成つながり名簿	<p>地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業で、地域で見守り活動をおこなう団体に提供する要援護者名簿の愛称です。</p> <p>この要援護者名簿の抽出条件は、避難行動要支援者名簿に記載される高齢者、障がい者及び難病患者の方から、地域で見守り活動をおこなう団体に個人情報を提供することの同意を得られた方と、西成区独自事業である災害時(緊急時)要援護者登録事業に登録された方を集約したのとなっています。</p>
注 32	成年後見人(制度)	<p>自分自身が、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、契約や財産管理などの法律行為をおこなうことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人など)がその方を支援する制度です。</p> <p>成年後見人は、ご本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況なども考慮し、福祉サービスの利用契約や財産管理などをおこなうことで、本人の生活や財産を守ります。</p>
	市民後見人	<p>市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人などとして選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を展開する権利擁護の担い手のことです。大阪市では、2016(平成 18)年度より市民後見人の養成を開始し、市民後見人は同じ地域で暮らす市民の目線で、きめ細かいサポートをおこなっており、だれもが地域で安心して暮らしていくために重要な役割を果たしています。</p>

表示 番号	用語	説明・解説
注 33	権利擁護センター あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事 業)の実施	認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々 が、地域で自立した生活が送れるように支援し、その権利擁護に資する ことを目的とした事業です。 具体的には、本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や 日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービスといった生活支 援をおこなうものです。西成区では、これらのサービスを西成区在宅 サービスセンター はぎのさと 別館で実施しています。
注 34	LGBT	「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、 「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェン ダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セ クシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称として 使われています。 全ての性的少数者を指す言葉ではないため、「Asexual」(アセクシュア ル、同性にも異性にも性的欲望を持たない人)の「A」、「Intersex」(イン ターセックス、身体的に男女の区別がつきにくい人)の「I」、「Questioning」 (クエスチョニング、自分の性別や性的指向に確信が持てない人)の「Q」 など、LGBT 以外のカテゴリーの性的少数者を表す単語の頭文字を LGBT につけることもあります。
注 35	ICT	Information & Communication Technology (インフォメーション アンド コ ミュニケーション テクノロジー:情報通信技術)の略。コンピュータやイン ターネットなどの情報通信技術のこと。
注 36	アウトリーチ	公的機関、公共的文化施設などがおこなう地域への出張サービス。 英語名詞の「アウトリーチ」は、手を伸ばすことを意味しています。1990 年代以降、住民との新しい接点を求めて「出前」的な活動をする公共文 化施設が全国的に増えてきました。 ホールで客を待つよりも、アーティストが市民の生活の場に積極的に入 り込むことによって、芸術に関心のある層を飛躍的に増やそうという活動 を指しています。福祉分野では、社会福祉事業の従事者が、クライアント のところへ直接的に出向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援 に取り組むことなどを指しています。
注 37	セルフネグレクト	本人自らが、生活していくのに必要な行為をおこなわない、あるいはおこ なう能力がなく、そのために生活環境や健康状態が悪化しても、周囲に 助けを求めない状態のこと。 認知症などで判断力が欠けていたり、近親者に先立たれたなどの理由 で生活意欲が低下していたりといった意図しないでそのような状態になっ ている場合と、本人自身の意思で意図的に自分を見放している自己放 任の場合とがあります。社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者に多 いとされますが、セルフネグレクトに陥る原因はさまざまであり、必ずしも 高齢者だけにみられるとは限られていません。 自ら支援を求めない理由として、判断力の低下、遠慮や気兼ね、人に頼 りたくないという気持ちや、生活の荒廃を他人に見られたくないという気 持ちなどがあるとみられています。
注 38	西成区つながり・支え 合い推進フォーラム	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業により、「安心し て暮らせる地域づくり」「日ごろからの見守り活動」をめざして、各地域 の取り組みなどの報告、意見交換などを目的として、「つながり・支え合 い推進フォーラム」を開催しています。

表示 番号	用語	説明・解説
注 39	地域福祉推進パイロット事業	<p>地域福祉推進パイロット事業は、2013(平成 25)年度から区長マネジメントのもと、区独自の新たな施策・事業を構築するために、水道料金・下水道使用料の福祉減免の廃止に伴う財源をもとに実施された 24 区 62 事業(西成区は 5 事業)の新たな福祉施策です。</p> <p>パイロット事業とは、「モデル的におこなうもの」「先駆的におこなうもの」を意味しています。</p>
注 40	「(防災)つながりサポート事業」	<p>西成区で地域福祉推進パイロット事業として、2013(平成 25)年度に高齢者・障がい者の地域見守り事業(愛称「防災つながりサポート事業」という。)、2014(平成 26)年度に高齢者地域見守り事業(愛称「つながりサポート事業」という。)として 2 年間、実施した事業です。</p> <p>防災つながりサポート事業は、災害時要援護者名簿(現在の避難行動要支援者名簿)の高齢者、障がい者に対して、個別訪問により、個人情報(の自主防災組織への提供同意及び西成区緊急時(災害時)要援護者登録の勧奨をおこない、あわせて日常生活状況を聞き取り、その後、必要に応じて地域包括支援センターや障がい者相談支援センター(現在の障がい者基幹相談支援センター)へ情報提供することで、地域での見守り活動を活性化し、高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とした事業です。</p> <p>つながりサポート事業は、介護保険の要支援1から要介護2までの高齢者の方に拡充し、個別訪問による聞き取りや、必要に応じて地域包括支援センターへ情報提供する事業です。</p> <p>2015(平成 27)年度からは、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業が実施され、要援護者支援の取り組みは全市的に拡大されています。</p>
注 41	西成特区構想	<p>西成区には、全国的に見てもあいろん地域をはじめ生活保護率が非常に高く、また他区と比べ特に高齢化がすすみ、子育て層である若い世帯が少ないなどの多様な課題が存在しています。</p> <p>これらの課題を解決し、西成区を活性化させるために 2012(平成 24)年に「西成区特区構想有識者座談会報告書」により、8 分野 56 項目の提言がなされました。この提言に基づき、2013(平成 25)年に有識者・住民・団体・行政などからなる「エリアマネジメント協議会」を立ち上げ、住民とともに作るプロセスを重視し、実効性の高い施策案を取りまとめ協働により推進してきました。</p> <p>2018(平成 30)年 10 月には、「こどもの声が聞こえる元気で優しいまち再生をめざして！」として、「安心」と「にぎわい」が両立する“再チャレンジ可能なまち”づくりをめざした具体的な提案である「まちづくりビジョン」が市長に提出されました。西成区の課題の多くは他区に先駆けて顕在化しているものであり、これらの課題の解決は、市全体に展開していけるモデルにもなり得る取り組みとなります。</p>